順治二年(1645)の蘇州(9)

滝野 邦雄

六月五日③

【李模】

李模(字は子木、号は灌溪。江蘇太倉州(吳縣)の人。?~康熙十八年(一六七九)。天啓四年(一六二四)舉人、天啓五年(一六二五)乙丑科三甲四十九名の進士)の邸宅は、乾隆『蘇州府志』によれば、蘇州城北西の閶門の近くにあった。

蘇家園、御史の蘇懐愚の築く所なり。閶門の內の後板廠に在り。後に御史李模の園と爲る。 俗 北園と稱す(乾隆『蘇州府志』卷第二十七・第宅園林一・吳縣・明・「蘇家園」条・三 十葉)。

(蘇家園は御史の蘇懷愚 (蘇酇: 江蘇太倉の人。萬曆五年丁丑科 (一五七七) 三甲四十三名 の進士) の築いた庭園である。閶門の内側の後板廠にあって、後に御史の李模の庭園となった。人々は北園と言った)

顧祿(字は總之,一字は鐵卿,または總之,号は茶磨山人。江蘇吳縣の人。嘉慶元年(一七九六)頃~?。嘉慶二十二年(一八一七)の吳縣の諸生)の『清嘉錄』卷三・三月・「游春玩景 看業花」条に,

南園・北園は、菜花(菜の花)徧放(一斉に咲く)す。而して北園 尤も盛なりと爲す。 暖風 爛漫として、一望するに黄金たり(『清嘉錄』卷三・三月・「游春玩景看菜花」条)。 (南園と北園では、菜花(菜の花)が一斉に咲く。そして、北園がもっともきれいであると された。暖風が爛漫として、一望すれば黄金色であった)

とあり、その「案語」に、

案ずるに・・・・北園は、即ち蘇家園なり。御史の蘇懐愚の築く所なり。間門の內の後板厰に在り。後、御史の李模の園と爲る。今、皆な夷(取り壊される)され場圃(菜園)と爲る。郡中の菜花の最も盛なる處と爲る(『清嘉錄』卷三・三月・「游春玩景看菜花」条)。(案ずるに、北園とは、蘇家園のことである。御史の蘇酇の築いたものである。間門の内の後板厰にあって、後に御史の李模の庭園となった。いまでは、すべて取り壊されて菜園となり、街中で最も菜の花の美しい場所となっている)

という。『清嘉錄』が刻された道光十七年(一八三七)頃には,李模の園林は菜の花の菜園になっていた。

また、民國『吳縣志』卷第三十九上・輿地考・第宅園林・「蘇家園」条では、

今,皆な夷(取り壊される)され菜圃と爲る。郡中の菜花の最も盛なる處と爲る(民國『吳 縣志』 卷第三十九上・輿地考・第宅園林・明・「蘇家園 | 条)。

(民國の時期には、すべて取り壊されて菜園となった。蘇州で菜の花の最も美しい場所である)

と付け加える。民國の時には、邸宅はすべて取り壊されていたという。

なお、蒼雪和尚『南來堂詩集』補編卷三上・二十五葉・「寄灌溪居士構精舎于家園、榜曰碧幢園、蓋書經處云」詩の「詩題」には、灌溪居士(李模)は、家園に精舎を構えて、「碧幢園」と榜(匾額)した。おそらく書經(写経)處であろう、という。

また、『南來堂詩集』は、つぎのことも伝える。

太倉の李模 朱由崧の任ずる所の御史の職を辭して, 吳門に還り, 碧幢園を構う(蒼雪和尚『南來堂詩集』補編卷三上・二十五葉・「寄灌溪居士構精舎于家園, 榜曰碧幢園, 蓋書經處云 | 詩)。

(太倉の李模は朱由崧(福王弘光帝)に任命された御史を辞職して,蘇州に帰り,碧幢園を構えた)

ただ「碧幢園」が、李模の邸宅内に構えられたのかは、はっきりしない。

顧公燮²(字は丹午,号は澹湖・擔瓠。乾隆十三年戊辰(一七四八)の歳試の吳縣の諸生)の『丹午筆記』ではつぎのようなことを伝えている。

順治十六年(一六五九),海寇 亂を作す。蘇郡 駐防の師有り。領兵將軍の祖大壽 民房を圏封し以て兵を居く。婁門より直ちに桃花陽の寶城橋に至りて止め,獨り後廠(『履園叢話』は「後板廠」に作る)の一隅に及ばず。後廠(『履園叢話』は「後板廠」に作る)は李灌溪模あるに緣る。[李模は] 曾て前明の兵備に任ぜらる。時に祖 [大壽] 尚お微員と為り。事有りて當に刑すべしとさる。[李模の] 幕友 李 [模] に解救するを勸む。李 [模]適たま擲色(賽を投げる)して曰く,「若し此の人 福有れば,全色を得」と。一舉して亦た(『履園叢話』は「六」に作る)紅なるを得。因りて解救され免れるを得。祖 [大壽] 故に此れを以て之を報ずるなり・・・・(『丹午筆記』不分卷・「祖大壽」条:錢泳『履園叢話』卷一・舊聞・「小韓都堂」条もほぼ同じ)。

(順治十六年(一六五九),海寇が騒乱を起こした。蘇州は防衛の軍勢が駐屯した。領兵将軍の祖大壽は民家を接収して兵士を駐屯させた。その接収は,蘇州城の北東の婁門から始まり,桃花隝の寶城橋に至って取りやめになった。[それより東の後板廠に及ばなかったのは]後廠には李模の邸宅があったからである。李模はむかし明の兵備に任命されていた。その時に祖大壽は下役であったが,あることで処罰されることになった。李模の幕友は釈放することを勧めた。李模はサイコロを振って,「もしもこの人物に福徳があるのならば,同じ色がでるだろう」と言った。すべて「紅」が出た。そこで釈放され,事なきを得た。今回の処置は、祖大壽がそれに対してお返しをしたのである)

ただ、この李模に救われた祖大壽が、遼東の祖大壽であるならば、記述に混乱があるようだ。 なぜならば、遼東の祖大壽は順治十三年に病気で亡くなっているからである。

なお、「七月十六日」条で検討するが、李模の邸宅は、七月十六日にも略奪されている。『吳城日記』の「乙酉(順治二年)七月十六日」条は、つぎのように伝える。

[七月] 十六日, [蘇州城内北西の間門近くの] 李宦宅を抄(掠奪) す。李氏父子三人,父は李吳滋,原任湖廣按察司副(湖廣按察司副司),長子は李模,監察御史,皆な甲科なり,次子は李楷,壬午(崇禎十五年:一六四二年)の郷科なり。亂を避けて龍墩に寓居す。地は昆山の界に近し・・・・(『吳城日記』卷上・「乙酉(順治二年)七月十六日」条・二一五頁)。(「七月] 十六日,[蘇州城内北西の間門内の]李氏宅が襲撃された。李氏父子三人は,父親の李吳滋(萬曆四十七年己未科(一六一九)三甲五十二名の進士)が,もともと湖廣按察司副司であり,長子の李模(天啓五年乙丑科(一六二五)三甲四十九名の進士)が,監察御史で,二人とも進士であった,次子は李楷で,崇禎十五年壬午科(一六四二)の舉人であった。混乱を避けて龍墩に居た。龍墩は、崑山縣との県境に近い場所である)

李氏父子三人は、この時には崑山縣の県境に近い龍墩に避難していたという。

また. 『吳城日記』の「八月十七日」条に、つぎのようにいう。

八月十七日・・・・李宦吳滋及び次子の孝廉の李楷 已に頭を剃りて歸順し、土(土國寶)・吳(吳勝兆:蘇松提督)の二公に進謁す。獨り侍御の李模 未だ回らず、抱病(病気である)と托言(言い訳)す。未だ幾ばくならずして亦た入城して投見す。後、旨下り、其の原官もて起用するを許す(『吳城日記』卷中・「乙酉(順治二年)八月十七日」条・二二〇頁)。

(八月十七日, 李吳滋とその次子の孝廉の李楷は, すでに辮髪になって [清政権から派遣された] 土國寶と吳勝兆の二人に拝謁した。長男で御史の李模は, まだ蘇州城に戻ってきていなかった。そこで, 病気であると言い訳した。しばらくして戻ってきて拝謁した。後に, 旨が下され以前の官職のままで復職することが許された)

八月十七日になっても、李模は、まだ蘇州には戻ってきていなかったという。

この李模の経歴について、『南疆逸史』はつぎのように伝えている。

李模,字は子木,號は灌溪,吳縣の人,天啓乙丑(天啓五年:一六二五年)の進士なり。 崇禎中に[廣東]東莞知縣より入りて御史と爲る。眞定諸府を巡按し,分守中官の陳鎭夷 と相い劾奏す¹⁾。貶秩(降職処分)され出でて南京國子監典籍と爲る。南都 旣に建ち,黄 得功等を封じて侯伯と爲して,之を四鎭と謂う。[李]模「擁立の時に當りて,陛下(福 王弘光帝) 位を得るを以て利と爲さず,諸臣も何ぞ敢えて定策(大臣等が天子の擁立を謀 る)を以て名と爲さん。甚だしきは侯伯の封もて輕がろしく鎭將に加うるに至る。夫れ諸 將 先帝(崇禎帝)に事えて未だ桑楡の数を收めず。陛下(福王弘光帝)に事えて未だ汗 馬の績(戦功)を彰かにせず。其の實を按ずるに亦た戴罪(罪臣でありながら仕える)の 科に在り。而るに之に定策を予う。其れ何を以て安んぜん。諸將の性 果して忠義なれば、 必ず大いに先帝(崇禎帝)の殉國の靈を慰め、而して後に陛下(福王弘光帝)の延世の賞 を膺く可し」と上言す²⁾。報聞す。尋いで復た河南御史と爲るも、時事の爲す可からざる

✓ 1) 陳鎭夷との対立について、『烈皇小識』は、崇禎十一年のこととして、「眞定巡按の李模 監臣の「貪肆非常」事を疏す」を提出して陳鎭夷を弾劾したために、

奉けたる旨もて司禮監 査議(取り調べる)して具奏(奏本を作成して提出する)す(『烈皇小識』卷五)。 となったと伝える。

そして、『烈皇小識』では、このことに対してつぎのようにコメントする。

時に遣る所の内奄の在在(いたるところ)に悪を描すは、獨りでり陳鎭夷のみならず。第だ他の處の撫按 敢て直陳せず。惟だ[李]模のみ能く實に據りて入告するのみ。後,[陳]鎭夷 [李]模の在任を訪ぬ。[しかし李模は]廉謹にして指摘す可き無し。[そこで]乃ち其の眞定同知の凌必正と營私する等の情を評く。[凌]必正は,李[模]の同郷なり。事は眞定の撫按(巡撫と巡按御史)に下され査核(審査)具奏す。而して彼此 觀望(傍観)推諉(責任逃れをする)する者三載。[崇禎]十四年に至り,其の事始めて結す。[李]模と[凌]必正とは倶に降三級調用さる(『烈皇小識』卷五)。

各地に派遣された宦官で悪事を働いていたのは陳鎭夷だけではなかった。しかし李模以外ははっきりとこうした宦官を弾劾しなかった。怨みに思った陳鎭夷は李模を糾弾しようとしたが、清廉で言いがかりの材料が見つからなかった。そこで同郷の眞定同知の凌必正と私利を謀っていると暴露した。そして、眞定の撫按(巡撫と巡按御史)のところで審議された。ところが三年の間、お互いに責任逃れをした。ようやく崇禎十四年に、李模・凌必正が降三級調用となって結審した、と述べる。

なお、李模と一緒に降格処分となった湊必正は、宣統『太倉州志』によると、つぎのような人物であった。 凌必正、字は聖功。[湊] 雲翼(江蘇太倉の人。嘉靖二十六年丁未科(一五四七)二甲三十一名の進士) の孫。崇禎四年(辛未科(一六三一)二甲三十一名の進士:江蘇吳縣(太倉州)の人)の進士。戸部主 事を授けられ、出でて建昌知府と爲る。上官の意に忤き、真定同知に左遷さる。旋いで署府事、廣西兵 備按察副使に陞る。己を潔くして下に惠み、士民 之を戴く(恩義に感謝する)。[崇禎] 十七年に歸り、 荒野に屛跡(隠居)す。華乾龍(字は天御。崇禎十二年の舉人)・陳瑚(字は言夏、号は確菴。太倉の 人。崇禎十五年の擧人)と講學し古を論じ其の身を終う。[湊] 必正 性耿介にして善く屬文し兼ねて楷 法に工みにして繪事に精なり。卒年六十三(宣統『太倉州志』卷十九・人物三・明・「淩必正」条・三十 五葉)。

2) 『南渡錄』(卷一・「崇禎十七年五月乙卯(二十八日)」条)によれば、この「上言」は、崇禎十七年五月二十八日に提出されたようである。『甲申紀事』で「專圖雪恥疏」として引用されるものが、この「上言」だと考えられる。

『甲申紀事』所収の「專圖雪恥疏」は、以下のようなものである。

奏して「臣誼貴在立志、國體首當正辭、祈勅文武在事諸臣、專圖雪恥」の事の爲にす。切(深く)に見るに臣義 久しく晦く、臣職 久しく荒む。文 [臣] は惟だ寵利(好き好みと利益)を以て心と爲し、武 [臣] は干掫(防衛)を以て念と爲さず。禍を烈しき宗社に致し、毒 中原に播さる。凡そ班聯(朝官)に屬する者は、並びに卸罪(罪を免れる)し難し。越は南国にあれば湣千幸功(僥倖を願う)す可しとは謂わざるなり。恭しく皇上(福王弘光帝)の聽明特亹に逢い、宗社(国家) 托する有り。方に羣臣の牋もて請うに當りて [福王弘光帝の] 特論を蒙るに、忠孝もて本と爲し、大仇、未だ報(報復)されず、と。一言もて痛激し、天地も動容(顏色を変える)す。光を臣庶(臣民)に魏じ、成な君を得て事うることを慶し、以て先帝(崇禎帝)の仇に復(報復)す、即ち [それは] 以て上つるに二祖烈宗の仇に報(報復)するを以てするなり。夫れ今日の大いなる復仇(仇に報復する)は、僅僅として神京(帝

都)を克復(回復)し、陵廟を告慰し、遂に飮至(宗廟に凱旋報告する)し策勛(功績を記録し残す) す可きのみに非ざるなり。卽ち逆闖の頸を生俎(俎板で調理する)し、俘を闕廷(朝廷)に獻じ、其の 滔天(天まではびこる)の罪惡を列し、盡く醜類(惡人)を夷(誅滅)するも、猶お未だ先帝(崇禎帝) 在天の深痛を雪ぐに足らざるがごときなり。萱に念い此に及ぶ、今日の諸臣、能く刻刻(いつも)とし て先帝(崇禎帝)の罪臣なるを自認すれば、方に能く紀嘗(常)・勒卣(紀常と勒卣とは人名か)は蔚と して皇上(福王弘光帝)の功臣と爲る、果して能く志を用いて分かたざれば(心を一つに集中して分散 させない),一意に賊を討てるや否や。日者(近日),廣庭(朝廷)の争い,関市(騒がしくなる)と成 るに幾し。諸臣 拊心(悲憤)し、同仇(共通の敵) 方に急にして、何ぞ暇隙(余裕)ありて闘わんや と自問(自省する)す。[これが]遠近に傳聞すれば、朝廷を輕視するの意を開くを免れず。夫れ朝廷の 權綱(大権)を總攬(全面的に掌握)し、海內を整肅(整頓)にする所以の者は、法有るに恃むのみ。 韶旨(詔書・聖旨)の布くの意の若きや、法 焉に寓す。當日の擁立の事は、皇上(福王弘光帝) 位を 得るを以て利と爲さず、諸臣も何ぞ敢えて定策(大臣等が天子の擁立を謀る)を以て名と爲さん。而る に甚だしきは輕がろしく鎭將に「侯伯を〕加うるに至る。臣(李模) 切に以うに「こうしたことは〕義 に于いて未だ安からず。皇上(福王弘光帝) 鎬豐(正統的な帝都)に正位(即位)し、新命を誕膺(承 受) ずるは、乃ち二祖列宗の憑依(頼りとする) する所、將に大復仇(たいへんな復讐) を以て前烈(祖 先)を光らすは、尋嘗(常)の推戴の以て功を言う可きが若きに非ざるなり。即ち鎮將に在りては先帝 (崇禎帝) に事えて未だ桑楡の收(最終的に挽回する)を聞かず、皇上(福王弘光帝)に事えて未だ汗馬 の績(戦功)を彰かにするを聞かず。其の罪を案ずるに亦た戴罪(罪臣でありながら仕える)の科を能 う。而るに之に定策(大臣たちが天子を擁立する)を予う。其れ何ぞ敢て安んぜんや。儻し勸進(帝位 に登るのを勧める) に章(はっきりした功績) 有りて、當に夾輔(輔佐) すべきに足ると謂えば、仰そ も勗勉(勉励する)を以て敵愾(宿敵に抵抗する)し、無嫌(疑われることがない)にして溢稱(たい へん称賛される) されん。然り而して名實の辨、何ぞ容假(寛大で人に譲る) ならんや。夫れ建武の鄧 禹は猶お事を任ぜられて功無きを慚じ、唐の肅[宗]の郭子儀は尚お自から闕(朝堂)に詣りて貶せら るるを請う。諸鎭 果して血性(気概)を負えば、必ず以て此に處(決断)すること有らん。臣(李模) 故に願わくは皇上(福王弘光帝)の文武の諸大臣に勅諭し、志を立て以て中外を倡率(率いる)し、力 めて贖罪を圖り、但だ功を炫(顕示)すること勿く、必ず大いに先帝(崇禎帝)の殉國の靈を慰め、皇 上(福王弘光帝)の延世(長生)の賞を堪膺するを庻わん。今日の功無くして勛爵(爵位)を洊膺(何 度も享受する) するが如き者は、君恩 湿しと雖も、尚お宜しく各々至誠に本づき、再四辭兒(繰り返 し辞退する) し、以て臣の誼を明らかにすれば、則ち憤耻の心 自から眞懇(まごころ)を加え、忠勇 の氣 自から奮盈(おおいに奮う)を加え、競凌(相手をしのごうとする)の習 此れより潛消(消滅 する) し、驕侈の萌 此れより永しえに社されん。絲綸(帝王の詔書)に體有れば、大僚(高官)に因 りて過繁(文章を過剰に加える)なること勿れ。下に拜して、宜しく嚴なるべければ、泰交(上下が隔 てなく通じる)に因りて稍々越ゆること勿れ。繁纓 惜しむ可ければ、迅侍に因りて稍々寛なること勿 れ、[ということに] 至る。明主 必ず其の漸くするを防ぐ、然る後に綱維(法度) 墮せず、而して威 福日々隆きなり(『甲申紀事』第九卷・「專圖雪恥疏」)。

- ① 『書經』立政に「以覲文王之耿光、以揚武王之大烈(以て文王の耿光を襲し、以て武王の大烈を揚ぐ)|。
- ②『莊子』達生に「孔子顧謂弟子曰、用志不分、乃凝於神、其痀僂丈人之謂乎(孔子顧みて弟子に謂いて曰く、志を用いて分かたざれば、乃ち神に競う、其れ痀僂の丈人の謂いか、と)」。
- ③『詩經』秦風・無衣に「修我戈矛、與子同仇(我が戈矛を修めて、子と仇を同じくせん)」。
- ④『書經』武成に、「誕膺天命、以撫方夏(誕いに天命に膺り、以て方夏を撫す)」。
- ③ 『論語』子罕に「拜下禮也。今拜乎上泰也(下に拜するは禮なり。今,上に拜するは泰なり:臣下が君を拝するには堂の下で行うのが古礼である。いま,堂の上で拝するのは泰(驕慢)である)」。
- ⑥『周易』泰卦・大象に「天地交、泰 (天地 交わるは、泰なり)」。
- ② 『左傳』成公二年に「衛人賞之以邑。辭。請曲縣繁纓以朝。許之。仲尼聞之曰,惜也。不如多與之邑。唯器與名,不可以假人([衛の軍を援助した仲叔于奚に] 衛人 之に賞するに邑を以てす。[仲叔于奚は] 辭して,曲縣(諸侯の位にある者に許された音樂)・繁纓(諸侯の位にある者に許された馬飾り) 以て [朝廷に] 朝せんこと(諸侯の位で待遇されること)を請う。之を許す。仲尼 之を聞きて曰く,惜しむべきなり。多く之に邑を與えるに如かず。唯だ器と名とは,以て人に假す可からず)・・・・」。

を見て、請告して家に還り、復た出でず。國變の後、里居すること三十餘年にして終わる (『南疆逸史』卷二十八・列傳第二十四・「李模」条)。

①『後漢書』馮異傳に「始雖垂翅回谿,終能奮翼黽池。可謂失之東隅,收之桑楡(始めは翅を回谿に垂ると雖も,終に能〈翼を黽池に奮う。之を東隅(正午少し前)に失って,之を桑楡(日暮れ時)に收うと謂う可し:最初は回谿で尾羽打ち枯らしていたが,最後には黽池で翼を広げて飛び立った。正午少し前には負けたが,日暮れ時には勝ちを収めた)」。

(李模、字は子木、號は灌溪、江蘇吳縣の人で、天啓五年乙升科(一六二五)三甲四十九名 の進士である。崇禎年間に廣東東莞知縣から御史となった。御史として眞定などの各府を 巡按し、分守中官の陳鎭夷と弾劾しあうことになった。そのため、降職処分となり南京國 子監典籍になった。南京で福王弘光帝の政権が成立すると、黄得功などに侯・伯の爵位を あたえて、四鎭とした。李模は奏上して、「擁立された時、陛下(福王弘光帝)は、即位に よって利益を求めることはなさいませんでした。なのに臣下の者たちは、どうして定策(定 位に即かせる)したことを名目として「利益を求める」のでしょうか。甚だしいことには 侯・伯などの爵位を軽々しく将軍たちにあたえております。そもそも将軍たちは、先帝 (崇 頑帝)にお仕えして桑楡の收事(最終的に挽回する)ができず。陛下(福王弘光帝)にお 仕えして戦果をはっきりと挙げることができていません。その実情を考えてみますと、罪 臣でありながら仕えるものです。こうした者たちに擁立したという功績「から爵位」をあ たえています。そのようなことではどのように安んじることができるのでしょうか。将軍 たちが果たして忠義の気持ちを持っているならば、必ずおおいに先帝(崇禎帝)の国に殉 じられた霊をお慰めしてから、後世に及ぶような爵位を封じられるという恩賞をうけるべ きであります」と言った。上奏文は受け入れられた。そして、また河南道御史に任命され るものの、時勢がどうしようもできないことを見て、辞職して帰郷した。清政権が成立し てからは、故郷で過ごし、三十年して亡くなった)

また、康熙『蘇州府志』では、つぎのように伝える。

李模、字は子木。其の先(祖先)は太倉の人なり。倭を避けて郡城に移居す。父の [李] 吳滋は、萬曆己未の進士(萬曆四十七年己未科(一六一九)三甲五十二名の進士),歷任して湖廣副使(湖廣接察副司)たり。至る所 聲有り。卒年八十九なり。[李] 模 天啟乙丑(天啓五年)を以て進士に成る(天啓五年乙丑科(一六二五)三甲四十九名の進士)。東莞(廣東東莞縣)の令と爲り、卓異(勤務評定最優秀者)に舉げられ、御史を授けらる。母武昌の署中に病む。解往を給され侍して [母に] 湯藥するも、丁難(喪に服す)す。服除(服喪の期間が終わる)し、起補(官職に復帰する)して、力めて國計(国の経済・財政)・民情(人々の願い)を陳すること立政(政務を執り行なう)の如し。久大を圖るを貴とび「慎獄(訴訟を慎重にとりあつかう)・詳刑(判決を慎重に下す)・旱災・水利・俵馬・驛累・派徴・包課等の疏凡そ十餘の上つるに及ぶ。三關を廵視し諸々の利を興建(創設)するこ

と多し。旋いで鎭監(鎮守太監)を糾するを以て横璫の怒を爲す。噬謫南雍(南京國子監)典籍。甲申(崇禎十七年),南中 御史に補す。慷慨して拜疏(上奏)す。[それを]畧言するに,「諸臣 能く認罪して方に能く功を建てん。上(福王弘光帝) 位を得るを以て利と爲さず,諸臣 何ぞ敢て定策を以て名を爲さん。一概に勳爵は並びに應に辭免(辞職願いを提出)すべし」と。卒に秉鈞(権力者)する者の忌む所と爲り,病を以て歸る。父に事えて依依(慕う)として孺慕(親に対して孝を尽くす)たり。當事(この地の高官)式廬(拝謁を求める)するも,一見を得ること稀なり。書を著わして自から娛しみ,年八十二もて卒す(康熙『蘇州府志』卷之六十六・人物列傳十二・「李模」条・二十八葉~二十九葉)。

- ①『詩經』大雅・文王有聲に「文王有聲、満駿有聲(文王、磬有り、満に駿に磬有り)」。
- ② 『南渡錄』卷二・「崇禎十七年八月辛巳 (二十六日)」条によれば、崇禎十七年八月二十六日に「河南等 道御史」に改補されている。

(李模、字は子木、その先は太倉の人であった。倭寇を避けて蘇州城内に移り住んだ。父親 の李吳滋は、萬曆己未の萬曆四十七年己未科(一六一九)三甲五十二名の進士であり、歴 官して湖廣按察副司となった。任地のどこでも名声があった。卒年は八十九歳である。李 模は、天啓五年乙升科(一六二五)で三甲四十九名の進士となる。廣東東莞縣知縣となり、 卓異(勤務評定最優秀者)に挙げられ、御史に任命された。母親が武昌(父の李吳滋の任 地)の役所で病となった。看病に行くことを承認されて、母に付き添って湯薬を飲んでも らったものの亡くなった。服喪の期間が過ぎ、復職し、できるだけ國計(国の経済・財 政)・民情(人々の願い)を申し立てること政務を執り行なうようであった。そして、長久 の計画を考えることを尊んで、愼獄(訴訟を慎重にとりあつかう)・詳刑(判決を慎重に下 す)・旱災・水利・俵馬(雑役)・驛累・派徴(税糧の割り当てや徴収)・包課(請け負い) 等についての奏上を十回あまり行なった。三關を巡視して様々な利益となることを多く創 設した。続けて,鎮守太監[の陳鎭夷]を糾弾して,この専横な太監(陳鎭夷)の怒りを 買ってしまい、南京國子監典籍(従八品)に左遷される。甲申(崇禎十七年)に南明政権 によって御史(河南等道御史)の実官に補任される。そして悲憤慷慨し、「諸臣たちは、謝 罪して功績をあげるようにすべきである。上(福王弘光帝)が即位されたのは利益を得た いとなさったからではない。諸臣たちは、どうして擁立したことを功績とするのか。勲臣 たちはすべて辞職願いを提出すべきである」と上奏した。そしてとうとう権力者に疎まれ ることになり、病気を理由に辞職した。父親に仕えて慕い敬い孝を尽くした。当地の高官が 面会を求めても、一度でも会えることはまれであった。楽しんで著述し、八十二歳で亡く なった)

清朝になってからの李模について、張次仲(字は元帖、号は侍軒。浙江海寧の人。天啓元年 辛酉科(一六二一)の舉人:民國『海寧州志稿』(卷十二・藝文志・典籍三・明・「張次仲」条・ 十葉~十一葉)による)はつぎのようにいう。 吳門の李灌溪(李模) 門を閉ざして客を絶つ。案頭(テーブルの上)の盆に魚數尾あり。庭に一鶴を養うも、絶えて魚を侵すの意無し。灌溪(李模) 書を讀めば、鶴 輙ち侍立し去らず。知る所の者有るが若し。鶴 病み、醫藥 施す無し。灌溪(李模) 終日經夜 鶴と相い對す。鶴 愈え、[李模は] 乃ち衣を解きて就寢す(上海圖書館蔵鈔本『竹窗解頤雜錄』卷下・九葉:海昌張元帖待軒遺書著、孫訊校錄)。

(蘇州の李灌溪(李模)は門を閉ざして、来客を断った。李模の机の上の盆には、数匹の魚がいた。庭に鶴を飼っていたが、魚を捕らえようとする気配は全くなかった。李模が書物を読んでいれば、鶴も立ったままで動かなかった。それは、よくわかっているようであった。鶴が病気になり、医薬も効果がなかった。李模は終日鶴を見守っていた。鶴がよくなると、李模は衣装を脱いで休んだ)

また、徐汧の長子の徐枋は、つぎのように伝える。

・・・・世の變に當るや、先生(李模) 年未だ五十ならず。方に服政の時に當るも、即ち 堅く世の操(しがらみ)を避け、園巷に潛隱(隠居)し、門を閉して卻掃(来客を謝絶す る)して、蔬食布衣(『大戴禮記』曾子制言中にして、蕭然(ひっそり)として塵を絕つ (俗塵を抜け出る)。太翁(父親) 憲副如穀先生(父親の李吳滋) 堂に在り、先生(李模) 隱れて親を違らず(親元から離れない)、志養 兼備す。憲副(父親の李吳滋)壽八十、先 生も亦た年六十なり。而して週旋(世話する)佑佐(お手伝い)するは、愉愉(温和)翼 翼(つつしむ)として、嬰兒の色有り。啻だ「五十にして慕う」のみならず。是に於いて 一時の人 先生(李模)を國に於いて、家に於いて兩つとも遺憾無しと稱す。而るに今 先 生の壽も亦た七十なり。滄桑(王朝の交代)・陵谷(世の中の大きな変化)の二十餘年、故 國の山河、新亭(故国を思う気持ち)・風景、俯仰するに愴懷(悲傷)し、今昔(過去)を 感悼(悼む)する者 何限(限りがない)。而して先生(李模) 國變の後より、服御・起 處(日常生活)、盡く貶損(質素にする)に從い、出づるに車に乗らず、暑にも蓋を張ら ず。自から寒士と同じくし、齊民(平民)に幾し。其の儉素(質素)澹泊(清貧)なるは、 又た是の如し。而して視聽 衰えず、行履(歩行) 益々强し。杯酒言論するに、以て永夜 を徹す可し。吾の見る所を以てするに、壽七十にして康强純固聰明なること先生(李模) の如き者は固より未だ之れ有らざるなり・・・・(『居易堂集』卷七・序・「李侍御灌谿先生 七十壽序名模。字は子木一)。

① 『孟子』萬章上に「大孝終身慕父母。五十而慕者,予於大舜見之矣(大孝は終身 父母を慕う。五十に して慕う者は,予 大舜に於いて之を見る:大孝の人だけは,本来の心を失わず父母を慕い続ける。五十 歳になっても慕い続ける者は,私(孟子)は偉大な舜に見るのである)」。

(明清の変革にあたって、先生(李模)はまだ五十歳になっていらっしゃらなかった。まだ 官僚として現役でいられたのに、かたく世の中のしがらみを避けて、邸内に隠居して、門 を閉ざして客人を断り、粗食で粗末な服装をし、ひっそりと俗塵を抜け出られた。お父上 の李吳滋先生が邸内におられ、先生(李模)は隠居されて父君のもとを離れなかった。志と父君にお仕えすることのふたつとも完備された。お父上が八十歳になられた時、先生(李模)も六十歳になっておられたが、お父上をお世話して助けるありさまは、温和でたいそうつつしんでおられ、子供のような表情であった。ほんとうに「五十歳になっても慕い続ける」という大孝の人であるばかりでなかったのである。時の人たちは、先生(李模)を国においても、家庭においても気がかりなものはないと称えた。そうして、今になって先生(李模)も七十歳になられた。王朝が代わるという大きな変化があって二十年、国の山河や憂いを含んだ風景や何をしても悲しくなることなど、今昔を悲しむことは限りがない。しかし、先生(李模)は国の変革の後からは、乗り物や日常生活はすべて質素にしてゆき、出かけるにも乗り物に乗らず、暑いときにも蓋を張らなかった。自分から貧しい読書人と同じようにし、平民に近かった。このように質素清貧であったのである。それで視力聴力は衰えず、歩行はますます元気になられた。お酒を飲んでの議論は、夜遅くまで続けた。私(徐枋)の見る所、七十歳になって先生(李模)のように健康でしっかりして聡明でいる人がいたためしがない)

さらに、徐枋はつぎのようにも伝える。

・・・・先生(李模) 年二十餘にして [郷試より] 薦されて上第(進士及第)に登る。早 に民社(地方長官)の寄(委託)を膺け(地方官に任ぜられ)、即ち廉吏循吏の稱を著わす (著稱:名高くなる)。考績 最[上位]に入り、官は御史と爲る。觸邪(奸邪に出会う) なれば指佞(奸人を摘発する)し、奮いて身を顧みず、破柱折檻(『漢書』朱雲傳に基づ く。直言して諫める)の風有り。忤時(俗流と合わず)にして貶(降職)に在るに及び、 奉身(身を守る)里居し、太翁に仰事し、色養(喜んでもらうことと養うこと)備え至る。 躬行を言わずして、舞褏(袖)洗裙の孝有り。昔人 李景讓を「家に孝にして、國に忠な る者」(『新唐書』卷一百七十七・列傳第一百二・「李景讓」)と稱するも、先生(李模) 眞 に其の家聲(家柄)を隤とさざるなり。世變に遘うに迨び、先生(李模) 潛節 固く守 り、確乎不拔(『易經』乾卦)なり。鼎革の時、年未だ五十ならざるより、乃ち五十より六 十、七十にして八十、守ること益々固く、節 益々高し。三十餘年一日の如き有り。因り て先生(李模)の一生の著績を迴環(回顧)するに或いは出で、或いは處り、時に道に合 わざるに事うること無し。此れ天下の知ると知らざると(先生を知っている者もよく知ら ない者も), 先生(李模)の殁するを痛まざるは無し。咨嗟, 涕洟(涙を流す)して, 天下 の以て先生(李模)を無みする可からずと謂うなり。此れ吾の天下の爲に先生(李模)を 痛む所以なり。我一人の私に至れば、則ち更に已む無きの悲有り。先生(李模) 先文靖公 (徐汧) の總角(童年) の交わりを爲す。少くして硯席(学問する場所)を同じくし、壯な れば則ち同朝(同時期に朝廷に仕え)し、晩には里居を同じくす。文章・事業(政務) 激 揚砥礪(励ましあう)す。先文靖(徐汧) 節を止水(静かな水の下)に畢るに迨び、先生 (李模) 死に後れて其の孤を存すの鶯に、其の後るるを恤み、之を中心に藏じ、未だ一二言い易からず。嘗て先公(徐汧)を葬るに會し、先生(李模) 悲しみ自から勝う能わず、見る者 皆な爲めに流涕す。又た以て不肖(徐枋)の土室に息影(隠れ住む)するや、先生(李模) 父執(父親の友人)の分を絀け、達尊(高位の先輩)の年を忘れ、時に小舠(小舟)を操り、酒尊(酒器)もて襆被(ふろしきで包む)して、我を空山荒野の間に顧みる。又た必ず吾師鄭桐菴先生及び一二の方外の同心(気が合う)の友と偕にし、晨夕に談笑し、流連(楽しみにふけって帰るのを忘れる)して信宿(連泊)し、必ず極意(心を尽くし)し、而して後返る。而して歷歳(何年たっても)して倦む無し。則ち其の氣誼(情誼) 何如と爲す者ならんや。去年の臘月(十二月)、先生(李模) 風雪中に于いて獨り草堂に過(来訪)し、劇談し移晷(時間を過ごす)す。聰明步履にして、壯夫(壮健の人)に同じき有り。余 竊かに先生(李模)の壽の未だ艾(尽)きざることを慶幸(悦ぶ)す。胡ぞ今の遽爾(突然)の長往を期せん(『居易堂集』卷十九・辭・「李侍御灌谿先生哀辭弁序」)。

①韓愈「祭十二兄文」に「維我皇祖,有孫八人。惟兄與我,後死孤存(維れ我が皇祖,孫八人有り。惟れ兄と我と,死に後れて孤り存す:わが祖父には孫が八人いた。ただ兄と私(韓愈)だけが,のちまで生きながらえて,孤独に過ごしていた)」。

- ②『詩經』小雅・麗桑に「心乎愛矣,遐不謂矣。中心藏之,何日忘之(心に愛す,蕸ぞ謂げざらんや。中心 之を藏す,何れの日か之を忘れん)」。
- ③司馬遷「報任安書」に「僕又佴之蠶室、重爲天下觀笑。悲夫、悲夫。事未易一二爲俗人言也(僕又た肖いで蠶室に之き、重ねて天下の觀笑と爲る、悲しいかな、悲しいかな。事は未だ一二にして俗人の爲に言い易からざるなり:私は蚕室に入れられて家名を汚し、重ねて天下の笑いものとなりました。悲しいことです。こうした一二のことは俗人に説明することは難しいことです)」。

(先生(李模)は、二十歳あまりで郷試より進士に及第された。早くから地方官に任ぜられ、廉吏・循吏として名高かった。勤務評定で上位に入り、御史となった。邪佞な人間を見つければ摘発して、自身のことを顧みず、直言して諫めるという気概があった。世間に合わず降職処分となり、身を守って隠居して、父君にお仕えになり、喜んでもらうことと孝養を尽くすことの二つともに完備された。孝行を行なったと言わなくても、舞袖洗裙の孝があるのである。古人は唐の李景讓が、「家に孝であり、国家に忠である」と称えたが、先生(李模)も [同じように] その家の名誉を失墜なさらなかった。世の中の変化に遭っても、先生(李模)は節を固く守られて、動揺されることはなかった。明清の変革の時は、まだ五十歳になっておらず、五十歳から六十歳、七十歳、八十歳と自身を保たれて、節はますます高くなり、三十余年にわたってまったく変化がないかのようであった。こうして先生(李模)の一生になさったことを顧みてみると、時には宮仕えされ、時には隠居されたが、すべて道に合わないことに従われたことはなかった。先生(李模)を知っている者もよく知らない者も先生(李模)を悼まない者はいない。ああ、天下の人々は、涙を流し

て、先生(李模)がいなくなってはいけない人だという。以上は、私(徐枋)が世間の人々 に代わって先生(李模)を悼んだ言葉である。私(徐枋)の個人的なことになれば、さら に止めることのできない悲しみがある。先生(李模)は、父の文靖公(徐汧)と幼い時か ら交流があり、若い時から机を同じくし、壮年にはともに朝廷に仕え、晩年には隠居所を 同じ場所に構えられた。文章や政務は励ましあわれた。父の文靖公(徐汧)が静まった水 に節を終えられると、先生(李模)はのちまで生きながらえて、孤独に過ごしている者(徐 枋)のために、その生きながらえたことを気に掛けて、心の中にとどめ置いてくださった。 こうした一二のことは [詳しくは] 説明しにくいものです。先公(徐汧) の葬儀を行なう に際して、先生(李模)は非常に悲しみ悼まれました。それを見たものは皆な涙しました。 また、私(徐枋)が質素な家にわび住まいすると、先生(李模)は父親の親友であるとい う分を取り払い、高位の大先輩であることも忘れ、時には小舟を操って、酒器を風呂敷で つつんで、人のいない荒れた山間にいる私(徐枋)を心配してくださった。また、必ず私 (徐枋) の先生である鄭桐菴(名は敷教,字は士敬。江蘇長洲の人。崇禎三年庚午科(一六 三〇)の擧人) 先生と一二の仏教徒・道教徒の気の合う友人とともに、朝晩に談笑し、帰 るのも忘れたかのようにお泊りになり、思いを尽くしてから帰っていかれた。このように して一年一年を過ごし、飽きることがなかった。こうした心の交流はほんとうにすばらし いものであった。去年の十二月、先生(李模)は風雪の中ひとりで草堂に立ち寄ってくだ さって、しばらくの間存分に話し合った。先生(李模)は、頭も足取りもしっかりして、 壮健な人と同じようであった。私(徐枋)はひそかに先生(李模)がまだまだお元気でい らっしゃること喜んだ。どうしてこうした突然の悲報を思ったであろうか)

このように、李模は清朝になり蘇州でひっそりと隠者のように暮らしていたという。

なお、顧炎武も「哭李侍御灌谿先生模」(『亭林詩集』卷之五)という詩を書いているが、李 模と顧炎武とがどのような関係であったのかは、よくわからない。

ちなみに、『啓禎記聞録』には、この前年の崇禎十七年五月九日(西暦:一六四四年六月十三日)に哭廟を行なおうとした生員たちと李模との間で、つぎのようなことがあったと記している。主上(崇禎帝) 變に三月十九日に遭う。嗣位 未だ主有らざるに因り、哀詔 未だ頒られず、士民 共に悲憤を懐き、三學(蘇州府學・長洲縣學・呉縣學)の諸友 倡して哭廟の舉を爲す。遂に五月初九日に於いて羣して府庠に往き、哀詞一通を設く³⁾。各々孝巾(服喪用の頭巾)便服(平服)を具え、拜して之に哭す。悲慟せざるは無し。諸々の郷紳の拜する者も亦た多し。三日を以て率と爲す。初九日、侍御の李模 以後は至りて拜するに及ばずとす。諸友 之を斥責す。李宦 措(とりはからう)する無く、其の肩輿を毀され、狼狽して歸る(『啓禎記聞録』卷三・八葉)。

(主上(崇禎帝)は三月十九日に変乱に遭われた。まだ継承して主となられた方がいらっ しゃらなかったので、哀詔が公布されなかった。士民は悲痛・憤慨の気持ちを抱き、三學 ✓ 3) この時の「哭廟文」は、馮夢龍の『中興實錄』(不分卷)によれば以下のようなものである。 蘇州府長吳三學哭廟文

五月初九日より起き十一日もて止む。士民 數萬人 匍匐して奔哭し、號慟(号哭哀痛)して天を震わす。

維れ皇明崇禎十七年, 歳次は甲申五月戊子朔より越えて九日丙申。直隷蘇州府・長・吳三學諸生 瀝血 して文を為り、我が大行崇禎皇帝を蘇州府學の明倫堂に哭す。

其の辭に曰く、嗚呼、此の明倫堂は、我が太祖高皇帝 天下を撫有(占有)して、此れを首創(創始) し以て天下の明倫に教うる者に非ずや。嗚呼、豈に倫 今日に至り、復た明らかにす可からざらんや。 蓋し天下は一日も父子無かる可からず。卽ち一日も君臣無かる可からず。一日も父子無ければ,則ち一 家 亂る。一日も君臣無ければ、則ち天下 亂る。今我が天王(崇禎帝) 竟に(とうとう)安くに在ら んや。臣等 我が天王 (崇禎帝) を目覩すと雖も、實に日々我が天王 (崇禎帝) を思念せざるは無し。臣 等の戴く所の天は、天王(崇禎帝)の覆う[ところ]なり。魔む所の地は、天王(崇禎帝)の載せる[と ころ] なり。食する所の食・衣る所の衣は、天王(崇禎帝)の布帛菽栗なり。讀む所の書・守る所の法 は、天王(崇禎帝)の典禮文章なり。臣等の一日も天王(崇禎帝)を蕪する可からざること此の如し。一 日も天王(崇禎帝)無からしむれば、是れ天を戴くも而れども天崩るるなり、是れ地を^cなむも而れども 地路むなり、是れ我が考妣(父母)を襲い、靡瞻靡依として窮人の闘する所無きが如きなり。嗚呼、痛 しきかな、我が天王(崇禎帝) 竟に安くに在らんや。臣等 方に草莽に讀書し、將に我が太祖三百年の 養士の隆恩聾び我が天王(崇禎帝)の十七載の譽髦の徳化を上報(天子の恩徳にお答えする)せんと欲 するに、乃ち意わず忽ち我が天王(崇禎帝)の逆賊の變に遭うと聞く。臣等 拊心泣血(悲痛の極み)に して奔赴 (葬礼に赴く) せんと欲するも, 而れども萬里に隔てらる。首を觸 (頭を打ち付けて) して殉 難せんと欲するも、又た九京(地下)に補い無し(地下で役に立たない)。且つ大義 未だ伸くさず。一 死すと雖も、循お餘憾(遺憾)有るがごとし。更に疇が我が天王(崇禎帝)の仇を戮し雪憤(恨みを晴 らす)に與りて、神京を恢復し、寇盜を蕩滅して其の肝腦を刳り、其の血肉を離にし、我が聖祖神宗に 通告し、其の罪を明正(処罰)し、我が天王(崇禎帝)の爲に萬世君臣の大義を復せんや。嗚呼、痛し きかな。夫れ古に荒淫を以て天下を失う者有り。我が天王(崇禎帝)は則ち寡欲に箴(戒めとする)す る有り、儉節に度有り、己を罪して詔有り。古に暴虐を以て天下を失う者有り。我が天王(崇禎帝)は 則ち明刑(明確な法令)の典有り。賦歛(賦税)に期(取り決め)有り。軫恤(願いと憐みの心)に惠 有り。古に又た小人に親しみ腎臣を遠ざけて天下を失なう者有り。我が天王(崇禎帝)は英明神武にし て、逆璫を不怒(怒りを示さず)に除き、忠奸を無言に辨じ、以て立言に無方(変化が極まりない)の 舉有り、道を重んずるに師傳(師承)の嚴有るに至る。何ぞ一に堯・舜・禹・湯の心に非ずや。天 何 爲れぞ我が天王(崇禎帝)を奪わん。聞くに我が天王(崇禎帝) 指を嚙み血を出して,衣袂に書して日 く、朕(崇禎帝)の天下を失うは皆な文官 心を合わせず、武將 命を用いざるに因りて、以て此の如 きを致す。文武 殺す可し。百姓 殺す可からず、と。我が天王(崇禎帝) 死せんとすと雖も、猶お我 が百姓を忘るるに忍びざらんや。嗚呼, 痛しきかな。我が天王(崇禎帝) 難に三月十八日に遘(遭遇) す。今に迄るまで五十日なり。天下 一日も君無かる可からず。簟ぞ五十日の君無きの天下有らんや。 我が吳中 變の已に半月に及ぶを聞くも尚お未だ我が天王(崇禎帝)の爲に喪を發して舉哀(号哭して 哀悼)せず。豊に能く宴然(平安)と「稻を食らい錦を衣る」をせんや。所謂ゆる「君父の大倫」。 竟に 安くに在らんや。E等何顏何面ありて、猶お觀然(厚顏)として「青青たる子衿(青色の衿の青年)」以 て明倫の堂に至らんや。敢て孔子の靈に哀告(哀求)し、陳桓の逆(齊の大夫の田常(陳桓)が主君の 簡公を弑したことを大布(おおいに知らせる)し、共に撻((討伐)の威を彰かにし、賊と同生せざる を誓い、以て大義を伸くさん。嗚呼、痛しきかな。嗚呼、痛しきかな。天王(崇禎帝)の靈 竟に安く に在らんや (『中興實錄』不分卷・所収)。

- ①「雖目覩我天王」では、下句の「實に日々我が天王(崇禎帝)を思念せざるは無し」とうまくつながらないようである。「不」字が抜け落ちている可能性も考えられる。「不」を補って「雖不目覩我天王」とすれば、下文との続き具合がいいように思う。
- ②『書經』舜典に「帝乃殂落。百姓如喪考妣(帝 乃ち殂落す。百姓 考妣を喪うが如し)」。
- ③ 『詩經』小雅・小弁に「靡瞻匪父、靡依匪母(瞻るとして父に匪ざる靡く、依るとして母に匪ざる靡し)」。
- ④『孟子』萬章上に「爲不順於父母,如窮人無所歸(父母に順ならざるが爲に,窮人の歸する所無きが如し)」。

(蘇州府學・長洲縣學・呉縣學) の学友たちは率先して哭廟(弔いの儀式)を行なった。こうして五月九日に集まって府學に赴いて哀詞を供えた。それぞれ孝巾(服喪用の頭巾)便服(平服)を取りそろえ,拝してそれに哭した。悲しみ悼まないものはいなかった。さまざまな郷紳の拝するものも多かった。拝するのは三日(九日から十一日まで)を期限とした。九日に侍御史の李模が、以後はやって来て拝するに及ばないとした。学友たちはこれを非難して罵った。李模は、取り仕切ることができず、肩輿を壊されて、ほうほうのていで帰っていった)

李模は、生員たちの行動を鎮めようとして、かえって反発をうけて逃げ帰っていったというのである。

また、『啓禎記聞錄』には、李模の下僕が知州の錢肅樂に乱暴して、大騒動になったことも伝える。

太倉の知州の錢肅樂(字は希聲。浙江鄞縣の人。萬曆三十五年正月十五日(西曆:一六〇七年二月十一日)~清・順治五年六月五日(西曆:一六四八年七月二十四日)。崇禎十年丁 田科(一六三七)二甲十四名の進士)は少年の甲科(進士)なり。事を以て公出(公務出張)するに、舟と李子木(李模)の內眷の舟と相い値(遭遇)す。因りて縴(舟を引く綱)を爭う。李(李模)の僕 横(横暴)なること甚だし。毆きて州尊(知州の錢肅樂)に及ぶ。州尊(知州の錢肅樂) 憤ること極まる。歸りて上臺(上司)に白し,辭印去任せんと欲す。時に子木(李模)は京に在り。乃父(父親)の副憲(湖廣按察司副司の李吳滋) 易服(平服に着替える)して[内密に]請罪(謝罪する)し,各宦 極めて周旋を力む。本府 李(李模)の僕を重懲し,事は乃ち解するを得。李(李模)は父子 甲科(進士)なりと雖も,原籍は實に太倉なり。豪奴 倚勢(虎の威を借り)雄行し,主翁(主人)をして罪を官長に得せしめん。何ぞ嚴しく此の輩を束せざる可けんや(『啓禎記聞錄』卷二・七葉)。

① 『錢忠介公年譜』(「丁丑崇禎十年三十一歳」条・五葉:民國四明叢書所収『錢忠介公集』附)によれば、 三十一歳で進士となっている。

(太倉の知州の錢肅樂は、若くして進士となった。仕事で外出したところ、自分の舟と李模

⑤『左傳』宣公二年に「[銀魔] 觸槐而死([銀魔] 槐に觸(頭を打ち付けて) 死す)」。

⑥ 『論語』陽貨に「子曰、食夫稻、衣夫錦、於女安乎(子 曰く、夫の稻を食らい、夫の錦を衣る。女に於いて安きか、と:孔子は「[三年の服喪は粗食を食し粗衣を着るのが纏であるが、宰我はそれを一年で止めてしまって]あの美味しい稲を食べ、あの美しい錦を着ても、お前(宰我)は心に不安はないのか」)」。

②『春秋胡氏傳』文公十有四年・「齊人執子叔姬」条に「・・・・齊人懷商人之私惠,忘君父之大倫,弑其君而不能討。執其母而莫之救。則是舉國之人皆有不赦之罪也(齊人 商人(齊の懿公)の私惠(国人に施しをする)に懷き,君父の大倫を忘れ,其の君を弑さるる(即位した舍を商人が殺害する)も討つ能わず。其の母(舎の母の子叔姫)を執うるも之を救う莫し。則ち是れ舉國(国中)の人 皆な赦さざるの罪有るなり)」。

⑧『詩經』鄭風・子衿に「青青子衿, 悠悠我心 (青青たる子衿, 悠悠たる我心)」。

⑨『詩經』商頌・殷武に「撻彼殷武、奮伐荊楚(撻たる彼の殷武、奮って荊楚を伐つ)」。

の親族の乗った舟と出くわし、舟を引く綱を争った。李模の僕は、非常に横暴であり、州尊 (知州の錢肅樂) にまで殴り掛かった。州尊 (知州の錢肅樂) は憤りが極まり、上級の官に申し出て、印を辞して職を去ろうと思った。この時、李模は北京にいたので、父親の湖廣按察司副司の李吳滋が平服に着替えて内密にお詫びし、それぞれの官員が非常に努力して間を取り持った。役所も李模の僕を重く処罰したので、事は落ち着いた。李模父子は進士で、本籍はこの太倉であった。豪奴が主人の権勢をかさに着て横暴にふるまい、主人を危地に落とし込んだ(役所から罪を問われるようなことになる)。どうして厳しくこうした輩を制限できないのだろうか)

『啓禎記聞錄』によれば、李模の奴僕がひたすら横暴であったように記されている。また、『南 疆逸史』や『明季南略』などは、錢肅樂が知州として教化や治安の維持に努めたことを伝えて いる。すると、もともと知州として治安の安定に努めていた錢肅樂に対する反発があり、暴行 事件が引き起こされる遠因となったとも考えられる。

『南疆逸史』は、つぎのようにいう。

錢肅樂,字は希聲,號は虞孫,又の號は止亭。[浙江] 鄞縣の人なり。幼きより穎異(聡明)にして,讀書は「目を過ぎれば忘れず」なり。諸生と爲りて盛名有り。崇禎丁丑に進士(崇禎十年丁丑科(一六三七)二甲十四名の進士)となり,太倉州に知たり。[太倉]州は海に瀕して富み,貴族多し。豪奴・黠吏 相い縁り奸を爲す。其の暴惡の民 拳勇(武術)を習い,健訟(好んで訴訟をおこす)して舞智(悪知恵をめぐらす)す。[錢] 肅樂法を立てること嚴明(厳格で明確)にし,視事(執務)は精敏(注意深く機敏)なり。居ること五年にして,俗 大いに化す。刑部員外郎に遷る・・・・(『南疆逸史』卷三十二・列傳第二十八・「錢肅樂」)。

① 『晉書』 苻融載記に「耳聞則誦、過目不忘(耳聞けば則ち誦し、目を過ぎれば忘れず)」。

(錢肅樂,字は希聲,號は虞孫,又の號は止亭で,浙江鄞縣の人である。幼いときからたいへん聡明で,書物を読むと「一度見れば忘れない」だった。諸生となると名前が知れ渡った。崇禎十年丁丑科(一六三七)の二甲十四名の進士となり,太倉州知州となった。太倉州は海辺に面していたので裕福で,有力者が多かった。横暴な奴僕や狡猾な胥吏が結託して悪事を行なっていた。その残虐で凶暴な輩は,武術を学び,好んで訴訟をおこして悪知恵をめぐらしていた。錢肅樂は法を厳しく行ない,執務は注意深く機敏であった。五年間の在職で,風紀はたいそう教化された。[その功績で]刑部員外郎に昇任した)

『南疆逸史』は、権勢家が多く、豪奴・黠吏が跋扈した太倉州で、錢肅樂は知州として教化に 努力したと伝えるのである。

また. 『明季南略』では. 崑山の治安維持にも尽力したことが記される。

錢肅樂,字は希聲,號は虞孫。浙江寧波鄞の人,崇禎丁丑の進士なり。太倉知州を授けらる。嘗て崇明・崑山兩邑の事を兼攝す。年饑,崑山の貧民 相い聚まりて富家を掠す。公

(錢肅樂) 亂を倡える者を捕らえ、之を杖殺す。邑 頼りて以て安んず。壬午(崇禎十五年:一六四二年),入りて刑部員外と爲る・・・・(『明季南略』卷之六・「錢肅樂入海」)。 (錢肅樂,字は希聲,號は虞孫,浙江寧波鄞の人,崇禎十年(一六三七)の進士である。太 倉知州に任命される。崇明・崑山の地域も担当した。飢饉となり,崑山の貧民たちが集まり,金持ちの家を略奪した。公(錢肅樂)は騒動の首謀者を逮捕し,杖殺した。崑山はそ のおかげで落ち着いた。壬午(崇禎十五年:一六四二年)に京官に入り刑部員外郎に抜擢 された)

なお、錢肅樂の経歴については、康熙『鄞縣誌』は、つぎのように伝える。ただし、明が滅んでからの反清活動については、はっきりと書かれてはいない。

錢肅樂.字は希聲。學博の [錢] 益忠の第三子なり。年九歳にして文を爲り其の祖の [錢] 若曆(降慶五年辛未科(一五七一)二甲二十名の進士)に寄す。「錢若] 賡 方に「江西臨 江知府であった時に事に坐して] 江右(江西)の獄に在り。喜びて曰く、吾に孫有り、と。 [そこで錢蕭樂は、錢若] 賡の號の「颺虞」を以て因りて自から「虞孫」と號す。生平の忠 孝は天植(天性)にして、期するに聖賢を以て自から希む。家貧しく「屢々空し」(『論語』 先進) きも晏如(安らか) なり。學に粹(熱心に打ち込む) し、書 目を過ぎれば忘れず。 經史に博綜(博通)し、 旁く諸子百家に及ぶ。詩文に於いて工ならざる所無く、 尤も制義 に精なりて、海内 今に至るまで傳誦す。崇禎丙子(崇禎九年:一六三六年)・丁丑(崇禎 十年:一六三七年)、に郷・會の榜に聯登し、[崇禎十年に] 太倉知州を授けらる。[太倉知 州となった錢肅樂は〕界(州の境界)の玉 一錢も入らざるを飲冰(恥じ憂慮する)し、 郷紳の張采・張溥の輩と郷約を力行し、以て教化を崇とぶ。州(太倉) 故より豪强の百方 (各地)を侵撓(かき乱す)こと多きも、動(活動)を爲さず。[錢肅樂は] 孜孜(せっせ と)として惟だ釐姦(悪人を処罰する)・剔弊(弊害を除く)・弭盗(盗賊を慰撫する)・愉 荒 (飢饉で困っている人を救済する) もて務と爲す。某紳の子 暴横にして人を殺すこと 有り。「錢」 肅樂 之を法に寘(処置) せんと欲す。公牘もて免ずるを売むる者、積案(山 積み) たりて數尺に盈つ。固より執りて聽かず。因りて特に房師の吳鍾巒に面言するを求 め、以て末減(減刑)を圖る。至るに、則ち「錢」肅樂 之を公堂に整き 公服を具して 再拜して曰く、「我を生む者は父母なり。我を成す者は老師なり。但だ今日の事、 寧ろ罪を 老師に得る可し、敢て罪を百姓に得ず」と。「吳〕鍾轡 大いに喜び歎賞(賛嘆称賞する) し以為らく「希聲(錢肅樂の字) 弱きこと衣に勝えず(衣装の重さに耐えられないかと思 うほど弱弱しい)、狀貌は恂恂(穏やかで恭しい)として「婦人女子の若き」(『史記』留侯 世家)に、乃ち能く執法すること此の如し。始めて留侯(張良)の傳うるは盡く史氏の諛 辭に非ずを信ずるなり | と。此れ「吳〕鍾轡 嘗て述べて以て同志に告げる者なり。是に 繇りて治行 流聞す。考績 江南第一に居り、[崇禎十五年に] 刑部員外郎に陞る。丁艱に て歸る。甲申の後、素志に負かず、海外に從亡(亡命)して漂泊す。壈(失意)たりて以 て同學(結社)に死す(康熙『鄞縣誌』卷之十七・品行攷六・列傳明四・「錢肅樂」・七十 四葉~七十五葉)。

(錢肅樂, 字は希聲, 學博(瑞安縣縣學の訓導)であった錢益忠の第三子であった。九歳で 文章を作成し、祖父の錢若賡に送った。ちょうど錢若賡は江西の獄に囚われていたが、「そ の文を見て] 喜んで、「私にはこの孫がいる」と言った。そこで錢肅樂は、祖父の錢若賡の 號の「颺虞」によってみずから「虞孫」と号した。もともとの忠孝は生来のものであり、 聖賢になれるよう努力した。家は貧しく,「屢々空し」(『論語』先進)の状態であったが, 気持ちは安らかであった。学問に一途に打ち込み、書物は目を通せば [内容・文章を] 忘 れることはなかった。經學・史學にひろく通じ、その学問は諸子百家にも及んだ。詩文に おいては巧みでないジャンルはなく、特に八股文に精通しており、今に至るまで内外で伝 えられている。崇禎丙子(崇禎九年:一六三六年)の郷試、丁丑(崇禎十年:一六三七年) の會試に続けて中式し. [崇禎十年に] 太倉州知州を授けられた。太倉知州となった錢肅樂 は、太倉州の境で行われている貿易の利益が太倉州に一銭も収められないのを憂慮し、郷 紳の張采・張溥などと郷約に従って努力して取り締まり、教化に務めた。もともと地方の 有力者が各地をかき乱すことが多かったが、動きをひそめるようになった。錢肅樂はひた すら勤勉に悪人を取り締まり、弊害を除き、盗賊を帰順させ、飢饉で困っている人を救済 することを責務とした。ある郷紳の子が横暴で人を殺害することがあった。錢肅樂は法に よって処罰しようとした。公的文書で赦免を求めるものが山積みとなり数尺にもなった。 錢肅樂はずっと聞き及ぶことはなかった。そこで特に錢肅樂の採点官であった吳鍾巒に直 接言ってもらい、減刑してもらおうとした。吳鍾巒が到着すると、錢肅樂は役所の広間に 招き入れて、官服を着て、再拝して、「私を生んでくださったのは父母です。私を見出して くださったのは吳鍾巒先生です。ただ今回のことは、吳鍾巒先生から罪を得ることがあっ ても、人々から罪を得ようとは思いません」と言った。吳鍾巒は、たいそう喜んで称賛し て、希聲(錢肅樂の字)は、衣装の重さに耐えられないかと思うほど弱弱しく、容姿は穏 やかで恭しく、婦人女子のようであったが、うまく法を執行することはこのようである。 いま伝わっている留侯(張良)の姿は、すべて歴史家の阿諛追従でないことを理解できた、 とした。これは、吳鍾巒が以前友人に伝えたことである。このことから、業務の実態が伝 わり、政務の業績が江南地域の第一位となり、[崇禎十五年に] 刑部員外郎に昇任した。し かし服喪のため帰郷する。清政権の成立後、もとからの志を忘れることがなく、海外に亡 命して漂泊した。失意のまま反清勢力のグループにいたままで亡くなった)

【蔣燦】

蔣^{*} 燦の邸宅がどこにあったのかは、いまのところ分からない。経歴については、乾隆『蘇州 府志』は、つぎのように伝える。 蔣³於,字は設^{6,8,9}、父の育馨,清流(福建清流縣)の知縣たり。廉惠を以て稱せらる。[蔣] 燦 崇禎元年の進士(崇禎元年戊辰科(一六二八)三甲一百一名の進士)に中し,餘姚知縣(崇禎元年~崇禎四年在任)に除せられ,[河南]上蔡縣に調せらる。城閩(城壁)を脩め、保伍を嚴にし、壯勇(成年男子)を練し、守禦の備と爲せば、賊 敢えて犯さず。兵部主事に陞り、員外郎中を歷て、天津兵備參議に擢せらる。衛城を繕い、三臺を丁字沽・楊邨・楊柳靑に作り以て捍蔽(防禦施設)と爲し、南浙の白糧數萬、南直の解餉(運送されてきた銀糧)十萬、長蘆の鹽課六十萬を保全す。事に坐して福建に謫戍さる。教され歸る。明 亡びし後、門を託して母を養う。母殁し、哭泣し、目を病み、雙瞽に至る。卒するに年六十九なり家傳(乾隆『蘇州府志』卷第五十六・人物十長洲縣・明・「蔣燦」条・四十二葉:乾隆『長洲縣志』卷之二十四・人物三・「蔣燦」条・五十八葉も同じ)。

- ①康煕『餘姚府志』(卷十五・職官志四・縣職・明・二十二葉)による。
- ②康熙『上蔡縣志』(卷之七・爵秩志・知縣・十葉)には、「蔣燦 蘇州人。進士」とあるのみで任期については記されていない。

(蔣³於,字は設施である。父の育馨は、福建清流縣の知縣であり、清廉で仁愛にあふれていたと称えられた。蔣燦は崇禎元年戊辰科(一六二八)三甲一百一名の進士となり、浙江餘姚縣知縣(崇禎元年~崇禎四年在任)に任命され、河南上蔡縣知縣に配置転換となった。上蔡縣知縣として、城壁を修理し、保伍による治安制度を厳格にし、成年男子を訓練し、縣城防御の備えとしたので、流賊も無理に攻めようとはしなかった。そして、兵部主事に昇進し、員外郎中を経て、天津兵備参議に抜擢された。天津兵備参議になると、城壁を修理し、三臺の防御施設を丁字沽・楊邨・楊柳青に作り、浙江からの数萬の白粮(白米)、江蘇からの十萬の解餉(送られてきた糧米)・長蘆(河間長蘆都轉運鹽使司)の六十萬の鹽課(塩税)を保全した。あることで罪に問われ、福建の衛所に流されたが、許されて帰郷した。明王朝が滅びると、門を閉ざして母親に孝を尽くした。母稍が亡くなると、号泣して、眼病を患い、目が見えなくなった。六十九歳で亡くなった)

天津兵備参議として業績があったと伝える。ちなみに、兵備道は、省の警察・裁判をつかさど る按察使司の下にあって、ふつう按察使司副司が任命される職で、要害の地で兵を率いるので 兵備ともいわれる。

また、陸桂馨 (字は元萼。江蘇震澤縣の人。雍正十二年 (一七三四) の歳貢生) の「明天津 兵備道蔣公祠堂記」は、つぎのように述べる。

呉中の甲族、雲砂(後継者)蕃衍(繁栄して多い)し、人材輩出して、百五十年 替わらざる者は、首に蔣氏を推す。而して [それは] 皆な明の天津兵備道の雉園公(蔣燦)より之を啟佑(開き助長する)す。公(蔣燦)は崇禎戊辰(崇禎元年戊辰科(一六二八)三甲一百一名の進士)の進士、浙江餘姚縣知縣を授けらる。餘姚は訟繁にして吏點なり。公(蔣燦) 和平に聽獄(訴訟を処理する)し、明察に奸を剔(除去)す。縣は頼りて以て治ま

る。士人 多く王文成の良知の說に沿る。公(蔣燦) 朱子を以て宗と爲し、之と講明切究 す。士習一變し、理學に功有り。調(配置転換)せられ河南上蔡縣に知たり、時に流賊 兗 (山東)・豫(河南)を蹂躪(侵略)して、城邑を攻陷す。洛陽・汴梁 蕩(破壊される) として邱墟と爲る。上蔡は近きこと肘腋(すぐ近く)に在り。公(蔣燦) 至り、城闉(城 郭)を修め,保伍を嚴にし,壯勇(壮年の男子)を練す。賊 備え有るを覘知(察知)し, 過ぎるも犯さず。孤城 安きを獲。朝端(朝廷) 公(蔣燦)を體用兼具すと重んじ、兵部 主事に陞し、旋いで郎中に陞す。尚書の武陵の楊嗣昌 剛愎(頑固で物事にこだわる)に して諛を好む。諸司皆な風旨(意向)に承順(服従)す。惟だ公(蔣燦)のみ侃侃(剛直) として阿(迎合)せず。[楊]嗣昌 之を啣み、事を以て公(蔣燦)に中てんことを思う。 會々公(蔣燦)天津兵備道に擢せられ、免ぬるを得。天津の城 久しく傾圮(くずれかけ る)す。公(蔣燦) 上請(願い出る)して修築す。復た形勢(地理状況)を相度(観察し て見積もり)、丁字沽・楊村・楊柳靑に於いて三臺の捍蔽(防禦設備)を作り、南浙の白粮 數萬・南直の解餉十萬・長蘆鹽課六十萬を保全す。一時の臺諫 交々章列薦す。思陵(崇 禎帝) 將に大いに公(蔣燦)を用いんとす。適々[楊]嗣昌 妾を南都に置かんとし、舟 津門(天津)を經。人皆な厚く館す。公(蔣燦) 獨り有る無し。[楊]嗣昌の私人に謂い て曰く、「奪情は上(崇禎帝)の命に廹らるればなり。千金もて麗を買うは乃ち亡む可き毋 きか」と。其の人 以て告ぐ。「楊]嗣昌 益々之を啣む。乃ち文もて公(蔣燦)の罪を致 し (罪を仕立て上げる), 官を去らしむ。未だ幾ばくならずして燕京 守りを失う。公 (蔣 燦) 南還するを以て難に與からず。論者 謂う, [楊] 嗣昌の公(蔣燦) を忌むは, 正に 以て公(蔣燦)の首領を保つなり。嗚呼、夫れ豈に公(蔣燦)の志なるや。禮(『周禮』・ 春官・大司樂)に曰く、「教學に有道・有徳なる者は、死すれば則ち樂祖(先師)と爲り、 之を瞽宗(最高学府)に祭る。郷先生 殁すれば則ち祭社に祭る」と。葢し有道・有德な る者、既に之を瞽宗に祭りて、先師と爲す。而して其の生殁する所の郷、流風の餘韻(遺 風が伝わる)あれば、郷人 猶お尸して之を祝(祭祀)す。公(蔣燦)の文章・政事は、 千古に卓卓(傑出する)たりて、祀典に允合(符合)す。康熙五十五年(一七一六)、學校 の士 公(蔣燦)の行績を以て、鄕賢に祀らんことを請う。曾孫の光祿卿の[蔣]文瀾(字 は葭友。康煕丁巳(康煕十六年:一六七七年)の舉人) 其の族衆と偕に、祠を虎邱山塘に 建て、春秋に俎豆(祭祀)す。乾隆八年(一七四三)、元孫の比部(刑部員外郎)の「蔣] 日梁. 祠基の偏狹(手狭)にして、駿く奔りて不肅なるを念い、諸々の宗老に謀り、拓地 増宇す。輪奐(建物が多い)にして廣きを加え、塗堊一新す。[そして] 予(陸桂馨)に之 を記すを屬す・・・・(乾隆二十六年(一七六一)『元和縣志』卷之三十四・藝文・陸桂馨 「明天津兵備道蔣公祠堂記」条・七十一葉~七十二葉/乾隆五十七年(一七九二)『虎阜志』 卷四·祠祀·「蔣參議祠」条)。

① 『周禮』 春官宗伯·大司樂掌成均之灋に「大司樂, 掌成均之灋。以治建國之學政, 而合國之子弟焉。凡

有道者・有德者、使教焉。死則以爲樂祖、祭於瞽宗(大司樂は成均の灋(法)を掌る。以て國の學政を建てることを治め、國の子弟を合わす。凡そ有道なる者・有德なる者、焉を教えしむ。死すれば則ち以て樂祖と爲して、瞽宗に祭る)」。

(蘇州の名家を受け継ぎ盛んで、人材を輩出して、百五十年もの間変わらないものとして、 皆は蔣氏を最初に数える。それは、明の天津兵備道の雉園公(蔣燦)からこれを開き助長 した。公(蔣燦)は、崇禎元年戊辰科(一六二八)三甲一百一名の進士で浙江餘姚縣知縣 を授けられた。餘姚縣は訴訟事が多く胥吏は不正であった。公(蔣燦)は穏やかに裁判を 処理し、よく調べて問題のある者を取り除いた。餘姚縣はそれによって治まるようになっ た。餘姚縣の読書人たちは王陽明の良知の学説に従っていた。そこで、公(蔣燦)は朱子 学を根本とし、読書人たちとこのことをはっきりさせて探求した。そのおかげで、学風は 一変し、理学に功績があった。そして、河南上蔡縣知縣に配置転換となった。この時期、 流賊が兗(山東)・豫(河南)を蹂躙して、城市を攻略しており、洛陽・汴梁は破壊されて 廃墟となった。上蔡縣は、これらのすぐ近くにあった。公(蔣燦)は着任すると、城壁を 修理し、保伍による治安制度を厳格にし、成年男子を訓練した。賊たちは、上蔡縣が対策 していることをうかがい知り、通り過ぎたものの攻撃せず、上蔡縣は安全であった。朝廷 では、公(蔣燦)を立案能力も実行能力も兼ね備えていると重視して、兵部主事に昇任さ せて、つづけて郎中に昇任させた。武陵出身の尚書の楊嗣昌は、我が強く阿諛追従を好ん だ。官員たちは、その意向に服従していた。ただ公(蔣燦)だけがまっすぐで迎合しなかっ た。楊嗣昌は、このことを根に持ち、事があれば公(蔣燦)を陥れようと考えた。たまた ま、公(蔣燦)は天津兵備道に擢せられたおかげで免れることができた。天津の城壁は、 長い間崩れかけていた。公(蔣燦)は上申して修築を行なった。また、地理状況を観察し て見積もり、丁字沽・楊村・楊柳靑に三臺の捍蔽(防禦施設)を作り、浙江からの数萬の 白粮(白米), 江蘇からの十萬の解餉(糧米輸送)・長蘆(河間長蘆都轉運鹽使司)の六十 萬の鹽課(塩税)を保全した。当時の臺諫の職にある者はこもごも奏上し,列挙して推薦 した。思陵(崇禎帝)は公(蔣燦)を重用しようとした。たまたま、楊嗣昌が愛人を副都 南京に居らせようとし、舟が天津を通り過ぎた。人々はたくさん付け届けをしたが、公(蔣 燦)はひとり行わなかった。公(蔣燦)は楊嗣昌の私人に「服喪せずに政務を執るという 奪情は崇禎帝にそうするように迫られたからです。ですが,千金を費やして美麗を手に入 れたのは、やむを得ないことなのでしょうか」と言った。其の人は、楊嗣昌に伝えた。楊 嗣昌はますます公(蔣燦)を快く思わなくなった。そして,文(上奏文)で公(蔣燦)の 罪状を作り出して、官職をやめさせた。いくばくもしないうちに、北京は陥落した。公(蔣 燦)は蘇州に帰郷していたために,難に遭わなかった。論者はいう。楊嗣昌が公(蔣燦) を忌んだおかげで、公(蔣燦)は首がつながった、と。嗚呼、それは公(蔣燦)のもとか らの願いであったのだろうか。『周禮』に「教學に有道・有德であった者(道徳的に優れて いてそれを実行する人)は、亡くなれば樂祖(先師)となり、瞽宗(最高学府)で祭祀し、有道・有徳の地域の人物が亡くなれば、社で祭祀する」とある。それはおそらく、教學するのに有道・有徳であった者(道徳的に優れていてそれを実行する人)は、瞽宗(最高学府)で祭って「先師」とし、活躍した地域でその遺風があれば、土地の人々はこの人をお祭りする、ということであろう。公(蔣燦)の文章や官員としての業績は、千古に特出したものであり、祭祀するのに適合している。康熙五十五年(一七一六)に縣學の者たちが、公(蔣燦)の業績をたたえて郷賢に祀ることを願い出た。曾孫の光祿卿の蔣文瀾は、一族の人たちと虎邱山塘に祠を建て、春秋両季の祭祀を行なった。乾隆八年(一七四三)、元孫の刑部員外郎の蔣曰梁は、祠堂が手狭になり、走り回ることになり、祭祀が厳粛にできなくなったことを思い、一族の長老に相談して、広げて堂を増やした。そのため、建物は多く広くなり、外壁も一新した。そして、私(陸桂馨)にそのことを書き残すように頼んできた)

乾隆八年(一七四三)に改修された祠堂は,乾隆十八年(一七五三)『長洲縣志』にも記載される。

蔣參議嗣は、虎邱の山塘に在り。明の天津兵備道・布政司參議の[蔣] 燦を祀る。孫の封中書舍人の逵祔 本朝の康熙五十五年に建つ。地は、元和に隷す(乾隆十八年『長洲縣志』卷之六・壇祠・「蔣參議祠」条・十七葉)。

①乾隆五十七年『虎阜志』にも、「蔣參議祠、山塘に在り。明の天津兵備 [道の蔣燦] を祀る。[蔣] 燦の孫の遠耐 國朝康熙五十五年 (一七一六) に建つ。陸桂馨の記あり」(乾隆五十七年 (一七九二) 『虎阜志』 巻四・祠祀・「蔣參議祠」条) とある。

いまのところ詳しくはわからないが、吳偉業 (字は駿公、号は梅村。江蘇太倉の人。明・萬曆三十七年 (一六〇九) ~清・康熙十年 (一六七一)。崇禎四年辛未科 (一六三一) 一甲二名の進士: 榜眼) が、

吳郡の蔣新又は、吾友韜仲僉憲公(蔣燦)の孫なり・・・・蔣氏 清流公(蔣育馨)より 『春秋』を以て起家す。余(吳偉業) 僉憲(蔣燦)に交わること最も深く、能く其の家學 を世とするを知る・・・・(『吳梅村家藏藁』 卷第三十二・文集十・序六・「古文彙鈔序」) と述べていることからすると、吳偉業と友人関係であった。そして、蔣家では、世々『春秋』 を家学としていたという。

(つづく)